

○岡山市立の小学校，中学校及び義務教育学校の就学に関する規則

昭和30年1月13日

市教育委員会規則第1号

改正 昭和42年11月16日市教育委員会規則第10号

昭和45年4月1日市教育委員会規則第6号

昭和45年10月31日市教育委員会規則第14号

昭和45年12月28日市教育委員会規則第16号

昭和46年2月26日市教育委員会規則第3号

昭和46年3月26日市教育委員会規則第8号

昭和46年3月31日市教育委員会規則第10号

昭和46年4月24日市教育委員会規則第14号

昭和47年8月11日市教育委員会規則第6号

昭和48年3月31日市教育委員会規則第2号

昭和48年12月4日市教育委員会規則第11号

昭和49年2月15日市教育委員会規則第3号

昭和50年1月17日市教育委員会規則第1号

昭和50年3月28日市教育委員会規則第6号

昭和50年5月27日市教育委員会規則第8号

昭和51年12月27日市教育委員会規則第11号

昭和52年1月28日市教育委員会規則第1号

昭和52年11月11日市教育委員会規則第7号

昭和53年1月20日市教育委員会規則第1号

昭和54年1月26日市教育委員会規則第2号

昭和54年4月13日市教育委員会規則第11号

昭和55年1月31日市教育委員会規則第1号

昭和56年1月19日市教育委員会規則第1号

昭和56年8月24日市教育委員会規則第7号

昭和57年1月26日市教育委員会規則第1号

昭和57年11月17日市教育委員会規則第14号
昭和58年3月23日市教育委員会規則第5号
昭和58年6月29日市教育委員会規則第14号
昭和59年1月13日市教育委員会規則第1号
昭和61年3月28日市教育委員会規則第3号
昭和63年3月25日市教育委員会規則第1号
平成元年1月20日市教育委員会規則第2号
平成3年3月25日市教育委員会規則第2号
平成6年1月27日市教育委員会規則第9号
平成7年3月17日市教育委員会規則第4号
平成8年12月24日市教育委員会規則第7号
平成9年12月22日市教育委員会規則第10号
平成10年10月27日市教育委員会規則第12号
平成10年11月24日市教育委員会規則第17号
平成12年12月26日市教育委員会規則第26号
平成13年12月25日市教育委員会規則第17号
平成14年3月20日市教育委員会規則第7号
平成16年3月31日市教育委員会規則第2号
平成16年9月29日市教育委員会規則第6号
平成17年2月22日市教育委員会規則第8号
平成18年12月26日市教育委員会規則第22号
平成19年3月23日市教育委員会規則第7号
平成20年3月25日市教育委員会規則第3号
平成20年9月19日市教育委員会規則第13号
平成20年12月25日市教育委員会規則第14号
平成21年3月24日市教育委員会規則第4号
平成21年11月24日市教育委員会規則第30号
平成22年3月23日市教育委員会規則第4号

平成23年3月22日市教育委員会規則第3号

平成25年2月1日市教育委員会規則第2号

平成25年6月18日市教育委員会規則第9号

平成26年11月19日市教育委員会規則第18号

平成30年2月23日市教育委員会規則第9号

令和3年11月17日市教育委員会規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域を定めるとともに、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第5条第2項及び第6条の規定を実施するため、必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、施行令において使用する用語の例による。

(通学区域)

第3条 岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(就学校の指定)

第4条 岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、別表第1の定めるところにより、就学予定者の就学すべき小学校、中学校及び義務教育学校を指定するものとする。

2 教育委員会は、市長から学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の転入、転居について通知があつたときは、別表第1及び別表第3の定めるところにより、その児童生徒の通学する学校を指定するものとする。ただし、住所地の変更が同一通学区域内であるときは、この限りでない。

(通学区域外からの通学)

第5条 就学した者のうち、指定された学校の通学区域外から通学する者があるときは、教育委員会は、速やかに住所地の学校へ転学させるものとする。ただし、情状により暫定的に期日を限つて猶予することができる。

(指定学校の変更)

第6条 保護者は、第4条に規定する指定学校以外の岡山市立学校に入学又は転校を希望する場合には、教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年市教育委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、昭和42年11月10日から適用し、第5条の規定については、昭和42年8月1日より適用する。

附 則 (昭和45年市教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年市教育委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月20日から適用する。

附 則 (昭和45年市教育委員会規則第16号)

この規則は、昭和46年1月8日から施行する。

附 則 (昭和46年市教育委員会規則第3号)

この規則は、昭和46年3月8日から施行する。

附 則 (昭和46年市教育委員会規則第8号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年市教育委員会規則第10号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年市教育委員会規則第14号)

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則 (昭和47年市教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年7月20日から適用する。

附 則 (昭和48年市教育委員会規則第2号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和４８年市教育委員会規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４８年１０月２０日から適用する。ただし、小学校の大元、小学校の西に係る改正規定は昭和４９年４月１日から施行する。

附 則（昭和４９年市教育委員会規則第３号）

この規則は、昭和４９年４月１日から施行する。

附 則（昭和５０年市教育委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４９年１１月２０日から適用する。

附 則（昭和５０年市教育委員会規則第６号）

この規則は、昭和５０年４月１日から施行する。

附 則（昭和５０年市教育委員会規則第８号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５０年５月１日から適用する。

附 則（昭和５１年市教育委員会規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５１年９月２０日から適用する。ただし、中学校の福南に関する改正規定は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５２年市教育委員会規則第１号）

この規則は、昭和５２年４月１日から施行する。

附 則（昭和５２年市教育委員会規則第７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５２年１０月２０日から適用する。

附 則（昭和５３年市教育委員会規則第１号）

この規則は、昭和５３年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年市教育委員会規則第２号）

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

附 則（昭和５４年市教育委員会規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和５４年４月１日から適用する。

附 則（昭和５５年市教育委員会規則第１号）

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附 則（昭和５６年市教育委員会規則第１号）

この規則は、昭和５６年４月１日から施行する。

附 則（昭和 56 年市教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 7 月 20 日から適用する。

附 則（昭和 57 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年市教育委員会規則第 14 号）

この規則は、昭和 57 年 11 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 58 年市教育委員会規則第 5 号）

1 この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 58 年度においては、この規則による改正後の岡山市立小学校、中学校の就学に関する規則（次項において「新規則」という。）別表陵南小学校に係る改正規定は、中学校 1 学年に就学する者について適用し、中学校第 2 学年及び第 3 学年に就学する者については、なお従前の例による。

3 昭和 59 年度においては、新規則別表陵南小学校に係る改正規定は、中学校第 1 学年及び第 2 学年に就学する者について適用し、中学校第 3 学年に就学する者については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年市教育委員会規則第 14 号）

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 59 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年市教育委員会規則第 1 号）

この規則は、昭和 64 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年市教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年市教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年市教育委員会規則第 9 号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年市教育委員会規則第4号）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。ただし、別表香和の部の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表香和の部の規定は、平成6年4月22日から適用する。

附 則（平成8年市教育委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年市教育委員会規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成11年1月1日から、第3条の規定は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成10年市教育委員会規則第17号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年市教育委員会規則第26号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年市教育委員会規則第17号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 本町、駅前町一丁目、駅前町二丁目、錦町、幸町、柳町一丁目、柳町二丁目、下石井一丁目、下石井二丁目、桑田町のいずれかに住所を有する者でこの規則の施行の日前から調整区を理由として、指定学校の変更許可を得ている者については、この規則の適用を受けるものとする。

附 則（平成14年市教育委員会規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市教育委員会規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年市教育委員会規則第6号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 17 年市教育委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年市教育委員会規則第 22 号）

この規則は、平成 19 年 1 月 22 日から施行する。

附 則（平成 19 年市教育委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年市教育委員会規則第 13 号）

この規則は、平成 20 年 9 月 22 日から施行する。

附 則（平成 20 年市教育委員会規則第 14 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年市教育委員会規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 22 年市教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年市教育委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年市教育委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 25 年 2 月 2 日から施行する。

附 則（平成 25 年市教育委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 25 年 2 月 23 日から適用する。

附 則（平成 26 年市教育委員会規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 27 年 1 月 31 日から適用する。

附 則（平成 30 年市教育委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年市教育委員会規則第 2 1 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

学校名		通学区域	
中学校	小学校	区名	町名
足守	足守	北区	足守 下足守 上土田
	蛭明	北区	大井 栗井 苔山 庄田 真星 掛畑 東山内 間倉 河原 西山内 日近 吉 杉谷 下高田 上高田 山上 石妻
岡輝	岡南	北区	旭町(1番地～3番地 5番地 6番地 330番地を除く。) 二日市町56番地 210番地～213番地 225番地～ 228番地 旭本町 七日市東町 七日市西町 御舟入町 十日市東町 十日市中町 十日市西町 清輝橋四丁目8番1 1号～15号 岡南町一丁目 岡南町二丁目 奥田一丁目2番12号 3番5号, 6号, 18号 4番～11 番 奥田二丁目 奥田本町6番10号～13号 7番(5号, 6号を除く。) 8 番18号～24号 9番7号, 12号, 16号 10番10号 ～20号 11番～25番 奥田西町 奥田南町 神田町一丁目 神田町二丁目 青江一 丁目 青江二丁目 青江三丁目 青江四丁目 青江五丁目 富田
	清輝	北区	東中央町 天瀬 京橋南町1番1号～4号, 22号～31号 3番～6番 清輝本町 天瀬南町 舟橋町 新道 山科町 船頭町 下内 田町 二日市町1番地～44番地 57番地～209番地 214番地～224番地 229番地～312番地

			旭町1番地～3番地 5番地 6番地 330番地 南中央町 京町 清輝橋一丁目 清輝橋二丁目 清輝橋三丁目 清輝橋四丁目1番～7番 8番(11号～15号を除く。)岡町 奥田一丁目1番 2番3号※ 奥田本町1番～5番 6番1号, 3号～7号, 24号, 25号 7番5号, 6号※ 8番1号, 3号, 7号～14号, 36号 9番1号 10番1号～9号, 21号, 22号
中山	中山	北区	一宮 尾上 辛川市場 西辛川
	平津	北区	檜津 首部 今岡 一宮山崎
	桃丘	北区	芳賀佐山団地 佐山 上芳賀地区
	馬屋下	北区	大窪 松尾 長野 福谷 横尾 芳賀(上芳賀地区を除く。)
石井	石井	北区	駅元町 寿町 昭和町 富町一丁目 富町二丁目 奉還町一丁目1番～4番 5番1号～8号, 19号 14番 奉還町二丁目(16番1号, 8号～17号, 17番20号 18番 19番を除く。) 奉還町三丁目1番～20番 21番1号～6号, 7号※, 24号, 26号, 28号 奉還町四丁目1番～15番 16番1号～10号 17番1号～7号 島田本町一丁目 島田本町二丁目
	三門	北区	津倉町二丁目1番～3番 4番1号～3号 三門東町1番～5番 6番1号～6号 8番 三門中町 三門西町 岩井宮裏 関西町 葵町 岩井一丁目 岩井二丁目 下伊福上町 下伊福本町 下伊福西町 下伊福一丁目 下伊福二丁目 西崎本町 西崎一丁目 西崎二丁目 高柳東町 高柳西町 大安寺南町一丁目1番の一部 2番～6番 12番 13番

	大野	北区	大安寺南町一丁目1番50号 7番～11番 大安寺南町二丁目 東野山町 西野山町 矢坂東町 矢坂本町 矢坂西町 大安寺東町 大安寺中町 大安寺西町 野殿東町 野殿西町 北長瀬本町 日吉町
高松	鯉山	北区	吉備津
	加茂	北区	津寺 加茂 惣爪 新庄上 新庄下
	庄内	北区	高松 高松原古才 立田 和井元 平山 高松稻荷 大崎 三手 小山 下土田 福崎 門前 高塚 高松田中
建部	福渡	北区	建部町福渡 建部町豊楽寺 建部町下神目 建部町川口 建部町品田(元品田) 建部町鶴田 建部町和田南 建部町角石畝 建部町角石谷 建部町三明寺
	建部	北区	建部町大田 建部町桜 建部町市場 建部町中田 建部町西原 建部町建部上 建部町宮地 建部町富沢 建部町田地子 建部町品田(久具)
	竹枝	北区	建部町吉田 建部町土師方 建部町小倉
御南	御南	北区	久米(163番地の2, 4 171番地～188番地 189番地の1, 4 190番地の2 195番地の1, 3～6, 11 235番地～240番地 244番地～291番地 293番地～297番地 298番地の2 316番地～318番地を除く。) 今保 北長瀬表町三丁目2番 4番～7番 11番 13番～15番 西長瀬 中仙道二丁目26番～33番 田中(607番地 608番地 619番地 620番地 623番地 628番地を除く。)
	西	北区	今村 今一丁目 今二丁目9番～19番 今三丁目 今四丁目 今五丁目 今六丁目 今七丁目 今八丁目 北長瀬 北長瀬表町一丁目 北長瀬表町二丁目 北長瀬表町三丁目1番

			<p>3番 8番～10番 12番 16番～20番 中仙道 中仙道一丁目 中仙道二丁目1番～25番 辰巳 問屋町 平田</p> <p>田中607番地 608番地 619番地 620番地 623番地 628番地</p> <p>下中野701番地～722番地 1218番地～1231番地</p>
京山	伊島	北区	<p>谷万成一丁目 谷万成二丁目 万成東町 万成西町 津倉町一丁目</p> <p>津倉町二丁目4番5号, 8号, 11号 5番～11番</p> <p>三門東町6番7号～26号 7番</p> <p>京山一丁目 京山二丁目</p> <p>奉還町三丁目21番8号, 9号, 13号 22番</p> <p>奉還町四丁目16番12号, 13号, 15号～18号, 20号～25号 17番10号, 12号～15号, 17号 18番～21番</p> <p>清心町 絵図町 いずみ町 伊福町一丁目 伊福町二丁目</p> <p>伊福町三丁目 伊福町四丁目 伊島町一丁目 伊島町二丁目</p> <p>伊島町三丁目 伊島北町 津島京町一丁目</p>
	津島	北区	<p>津島南一丁目 津島南二丁目 津島西坂一丁目 津島西坂二丁目 津島西坂三丁目 津島笹が瀬 津島京町二丁目 津島京町三丁目 津島本町 津島新野一丁目 津島新野二丁目</p> <p>津島桑の木町 津島福居一丁目 津島福居二丁目 津島中一丁目</p>
岡北	牧石	北区	<p>玉柏 原 中原 畑鮎 金山寺 牟佐 高野尻 下牧 中牧</p> <p>祇園866番地 (祇園地先)</p>
	御野	北区	<p>学南町一丁目 学南町二丁目 学南町三丁目 大和町一丁目</p>

			大和町二丁目 中井町一丁目 中井町二丁目 南方四丁目 1 1番 法界院 半田町 宿 宿本町 理大町 三野本町 三 野一丁目 三野二丁目 三野三丁目 北方一丁目 北方二丁 目 北方三丁目 北方四丁目 津島東一丁目 津島東二丁目 津島東三丁目 津島東四丁目 津島中二丁目 津島中三丁目
吉備	吉備	北区	庭瀬 平野（陵南小学校分を除く。） 川入 延友 撫川 中 撫川 大内田 納所
	陵南	北区	花尻 西花尻 東花尻 花尻みどり町 花尻ききょう町 花 尻あかね町 白石 白石東新町 白石西新町 久米163番地の2,4 171番地～188番地 189番 地の1,4 190番地の2 195番地の1,3～6,11 235番地～240番地 244番地～291番地 293 番地～297番地 298番地の2 316番地～318番 地 平野527番地～548番地 549番地の1 552番地 の2 553番地の2 554番地の1 555番地の1 556番地の1 557番地の1 559番地の1 560 番地の1 561番地の1 562番地の1 563番地 564番地の1 565番地の2 567番地～621番地 622番地の2 628番地～630番地 643番地～7 65番地 770番地～772番地 781番地～794番 地 797番地～824番地 825番地の2 826番地 の2 827番地の2 828番地の2 829番地の2 830番地の2 831番地の2 832番地の2 846 番地の2 847番地の2 943番地 957番地～96 8番地 974番地 975番地の1 976番地～990 番地 992番地～1053番地 1064番地 1067

			番地～1104番地
岡山中央	岡山中央	北区	<p>丸の内一丁目 丸の内二丁目 内山下一丁目 内山下二丁目 石関町 表町一丁目 表町二丁目 表町三丁目 京橋町 京橋南町1番5号～21号 2番 天神町 出石町一丁目 出石町二丁目 後楽園 中山下一丁目 中山下二丁目 磨屋町 平和町 田町一丁目 田町二丁目 中央町 蕃山町 弓之町 兵団 広瀬町 番町一丁目 番町二丁目 野田屋町一丁目 野田屋町二丁目 富田町一丁目 富田町二丁目 岩田町 奉還町一丁目5番9号～18号, 6番～13番 奉還町二丁目16番1号, 8号～17号, 17番20号, 18番, 19番 南方一丁目 南方二丁目 南方三丁目 南方四丁目1番～10番 南方五丁目 国体町</p> <p>(鹿田小との調整区)</p> <p>本町◎ 駅前町一丁目◎ 駅前町二丁目◎ 錦町◎ 幸町◎ 柳町一丁目◎ 柳町二丁目◎ 下石井一丁目◎ 下石井二丁目◎ 桑田町◎</p>
桑田	大元	北区	<p>野田 野田一丁目 野田二丁目 野田三丁目 野田四丁目 野田五丁目 西古松一丁目 西古松二丁目 西古松西町 西古松(鹿田小学校分を除く。) 大元上町 大元一丁目 大元二丁目 上中野一丁目 上中野二丁目 下中野(701番地～722番地及び1218番地～1231番地を除くJR瀬戸大橋線より西の区域に限る) 西市850番地 851番地 今二丁目1番～8番</p>

鹿田	鹿田	北区	<p>大供一丁目 大供二丁目 大供三丁目 大供表町 大供本町 春日町 大学町 西之町 東古松 西古松1番地～33番地 44番地～113番地 114番地4,6 131番地 132番地 136番地～172番地 174番地1,4,8 175番地1,2,4,6,10 176番地6,8 180番地1,4 182番地 185番地1 188番地1 189番地1 491番地 494番地～498番地 500番地 545番地 547番地～550番地 552番地3 601番地～606番地 東島田町一丁目 東島田町二丁目 中島田町一丁目 中島田町二丁目 西島田町 新屋敷町一丁目 新屋敷町二丁目 新屋敷町三丁目 厚生町一丁目 厚生町二丁目 厚生町三丁目 東古松南町 鹿田本町 鹿田町一丁目 鹿田町二丁目 東古松一丁目 東古松二丁目 東古松三丁目 東古松四丁目 東古松五丁目 大元駅前</p> <p>(岡山中央小との調整区)</p> <p>本町◎ 駅前町一丁目◎ 駅前町二丁目◎ 錦町◎ 幸町◎ 柳町一丁目◎ 柳町二丁目◎ 下石井一丁目◎ 下石井二丁目◎ 桑田町◎</p>
御津	御津	北区	<p>御津宇甘 御津中泉 御津高津 御津下田 御津金川 御津宇垣(富谷) 御津矢原(中須賀,大園) 御津川高(大曾根) 御津草生 御津鹿瀬 御津紙工 御津虎倉 御津勝尾</p>
	五城	北区	<p>御津矢原(中須賀,大園を除く。) 御津平岡西 御津中畑 御津矢知 御津石上 御津新庄 御津伊田</p>
	御津南	北区	<p>御津河内 御津宇垣(山条,原) 御津野々口 御津吉尾 御津北野 御津中山 御津中牧 御津川高(大曾根を除く。) 御津国ヶ原 御津芳谷</p>

香和	野谷	北区	栢谷 菅野 高野 吉宗
	馬屋上	北区	田原 富吉 日応寺 三和
	横井	北区	田益 富原 津高 津高台一丁目 津高台二丁目 津高台三丁目 津高台四丁目 横井上
竜操	竜之口	中区	四御神 土田（112番地～130番地を除く。） 長岡の一部（山陽線以北） 12番地の14 16番地の2 17番地の3 18番地の2 19番地の3, 11 22番地の2 23番地の3 雄町367番地の4 421番地～432番地 439番地 ～441番地 443番地～462番地 464番地～467番地
	幡多	中区	赤田 高屋 兼基 沢田 今谷 関 藤原 清水（山陽線以南） 穰東町二丁目6番15号 7番16号 藤原光町一丁目 藤原光町二丁目 藤原光町三丁目 藤原西町一丁目（1番 2番2号, 5—1号, 8号, 10号の1を除く。） 藤原西町二丁目 清水一丁目 清水二丁目 雄町8番地 9番地の1～3 182番地の5～18 183番地の3～6 185番地の3 186番地の5～16, 22 187番地 189番地 191番地の1 192番地の1 193番地の1 194番地の1 195番地の1 196番地の1 197番地の1 198番地 199番地の3 201番地の1, 5 202番地の3 203番地の5 204番地の1 205番地の1 215番地の1, 4 216番地の1～3 217番地～221番地 230番地の1, 2 231番地 232番地 233番地の1 234番地

			の1 235番地の1 236番地 237番地 238番地 の1, 9 240番地の1, 3, 6 241番地の1～21
	財田	中区	乙多見 土田112番地～130番地 長岡(山陽線以北を除く。) 下 神下 米田 長利 雄町247番地～249番地 250番地の1～5 251番地の1 252番地の1 253番地の1 255番地の5 389番地の1～10 394番地の1～19 403番地の2～27 412番地の4～16
操山	三勲	中区	国富一丁目 国富二丁目 国富三丁目 国富四丁目 国富住吉町一丁目 住吉町二丁目 奥市 門田文化町一丁目 門田文化町二丁目 門田文化町三丁目 門田本町一丁目 門田本町二丁目 門田本町三丁目 門田本町四丁目 門田屋敷一丁目 森下町 古京町一丁目 古京町二丁目 小橋町一丁目 御成町 中納言町 徳吉町一丁目 徳吉町二丁目 東山一丁目 東山二丁目 東山三丁目1番6号 2番1号～48号(公務員宿舎)
	宇野	中区	原尾島一丁目 原尾島二丁目 原尾島三丁目 原尾島四丁目 原尾島 浜一丁目 浜二丁目 浜三丁目 浜 東川原 西川原一丁目 西川原 竹田 中島の一部(山陽線以南) 穰(山陽線以北を除く。) 穰東町一丁目 穰東町二丁目(6番15号 7番 16号を除く。) 藤原西町一丁目1番 2番2号, 5-1号, 8号, 10号の1
高島	高島	中区	湯迫 賞田 清水の一部(山陽線以北) 祇園(866番地(祇園地先)を除く。) 今在家(公務員宿舎を除く。) 国府市場 中井 中井一丁目 中井二丁目 中井三丁目 中井四丁目 高島新屋敷 雄町(山陽線以南及び竜之口小学校分を除く。)

	旭竜	中区	<p>稲の一部（山陽線以北） 中島（山陽線以南を除く。） 八幡 八幡東町 高島一丁目 高島二丁目 今在家（公務員宿舎）</p>
操南	旭操	中区	<p>湊 2 6 9 番地～3 5 1 番地 3 6 5 番地～4 0 2 番地 4 9 3 番地 4 9 4 番地 4 9 5 番地の 4, 5 4 9 6 番地～5 7 0 番地 山崎 1 3 9 番地～3 8 5 番地 倉富 1 番地～2 8 4 番地 2 8 5 番地の 3 3 4 0 番地の 1 8, 1 9 3 5 0 番地の 1, 6 3 5 1 番地の 1 3 5 2 番地 の 1, 4 3 5 3 番地の 1 3 5 4 番地～5 4 3 番地 倉益 1 番地～2 7 2 番地 2 8 9 番地の 1～4 3 5 3 番地 ～4 9 8 番地 4 9 9 番地の 1 5 0 0 番地の 1 5 0 1 番 地の 1 5 0 2 番地の 1 5 0 3 番地の 1, 3, 4, 1 0 5 0 4 番地の 4 5 0 5 番地の 4 5 0 6 番地の 4 5 0 7 番 地の 1, 2, 9 5 0 9 番地</p>
操南		中区	<p>江崎 沖元（1 番地～6 2 9 番地） 倉田 倉富（2 8 5 番地 の 1, 2 8 9 番地～3 3 9 番地, 3 4 0 番地の 4, 3 4 1 番地 ～3 4 9 番地, 3 5 0 番地の 3, 3 5 1 番地の 3, 3 5 2 番地 の 3, 3 5 3 番地の 3） 倉益（2 7 3 番地～2 8 8 番地, 2 8 9 番地の 5, 2 8 9 番地の 7, 2 9 0 番地～3 5 2 番地, 4 9 9 番地の 2, 4 9 9 番地の 4, 5 0 0 番地の 2, 5 0 0 番地 の 4, 5 0 2 番地の 2, 5 0 2 番地の 4, 5 0 3 番地の 2・5・ 6・7・1 2・1 4・1 5, 5 0 4 番地の 1, 5 0 4 番地の 2, 5 0 5 番地の 1, 5 0 5 番地の 2, 5 0 5 番地の 5, 5 0 6 番 地の 1, 5 0 6 番地の 2, 5 0 7 番地の 3, 5 0 7 番地の 6, 5 0 7 番地の 8, 5 0 8 番地, 5 1 3 番地～5 2 3 番地） 桑 野（1 番地～4 9 番地, 1 6 0 番地～4 8 0 番地） 藤崎（1 番地～4 9 8 番地）</p>

	操明	中区	江並 沖元（630番地～） 桑野（50番地～159番地, 481番地～） 藤崎（499番地～） 新築港
東山	旭東	中区	東中島町 西中島町 小橋町二丁目 御幸町 さくら住座 桜橋一丁目 桜橋二丁目 桜橋三丁目 桜橋四丁目 新京橋 一丁目 新京橋二丁目 新京橋三丁目 門田屋敷本町 旭東 町一丁目 旭東町二丁目 旭東町三丁目 門田屋敷二丁目 門田屋敷三丁目 門田屋敷四丁目 門田屋敷五丁目 網浜 赤坂本町 赤坂台 赤坂南新町 東山三丁目（1番6号 2番 1号～48号を除く。） 東山四丁目
	平井	中区	平井 平井一丁目 平井二丁目 平井三丁目 平井四丁目 平井五丁目 平井六丁目 平井七丁目 湊1番地～268番 地 352番地～364番地 571番地～1342番地 1372番地～1842番地 2453番地～2570番地
富山	富山	中区	福泊 海吉 円山 湊403番地～492番地 495番地の1, 2 1343番 地～1371番地 山崎1番地～138番地
旭東	可知	東区	益野町 可知一丁目 可知二丁目 可知三丁目1番～3番 8番～12番 可知四丁目 中川町
	古都	東区	宍甘 矢津 古都宿 藤井 鉄 古都南方
	芥子山	東区	松新町 大多羅町 目黒町 可知三丁目4番～7番 13番～17番 可知五丁目 西大寺松崎 富士見町一丁目 広谷 西大寺中 野 898番地～960番地
上南	開成	東区	九幡 豊田 金田
	政田	東区	光津 政津 君津 升田
西大寺	西大寺南	東区	金岡東町一丁目（西大寺小学校分を除く。） 金岡東町二丁目

			金岡東町三丁目 金岡西町 西大寺金岡
西大寺	東区		西大寺 西大寺上一丁目 西大寺上二丁目 西大寺上三丁目 西大寺中一丁目 西大寺中二丁目 西大寺中三丁目 西大寺 東一丁目 西大寺南一丁目 西大寺南二丁目 向州 西大寺 北 西大寺中野本町 西大寺中野（898番地～960番地を 除く。） 金岡東町一丁目1番15号～30号 浅越 西庄 吉原
豊	東区		西大寺川口 西大寺浜 西大寺新 西大寺五明 西大寺門前 西大寺新地 西大寺射越 長沼
雄神	東区		西隆寺 福治 富崎 久保 河本町 西大寺東二丁目 西大 寺東三丁目
瀬戸	江西	東区	瀬戸町森末 瀬戸町寺地 瀬戸町光明谷 瀬戸町瀬戸 瀬戸 町下 瀬戸町沖 瀬戸町江尻 瀬戸町旭ヶ丘 瀬戸町肩脊 瀬戸町笹岡 瀬戸町観音寺 瀬戸町宿奥 瀬戸町菊山
	千種	東区	瀬戸町二日市 瀬戸町保木 瀬戸町多田原 瀬戸町万富 瀬 戸町大井 瀬戸町鍛冶屋 瀬戸町塩納 瀬戸町宗堂 瀬戸町 坂根 瀬戸町南方 瀬戸町弓削 瀬戸町大内
上道	角山	東区	竹原 才崎 内ヶ原 百枝月
	城東台	東区	城東台西一丁目 城東台西二丁目 城東台西三丁目 城東台 東一丁目 城東台東二丁目 城東台南一丁目 城東台南二丁 目
	御休	東区	吉井 一日市 西祖 浅川 寺山 矢井 檜原 浦間490 番地～547番地, 553番地～587番地, 608番地～1 095番地, 1117番地～1214番地, 1218番地～1 222番地, 1797番地～1909番地
	浮田	東区	沼 草ヶ部 谷尻 中尾 上道北方
	平島	東区	東平島 砂場 西平島 浦間（御休小学校分を除く。） 南古

			都
光南台	甲浦	南区	北浦 郡 飽浦 宮浦
	小串	南区	小串 阿津
灘崎	灘崎	南区	川張 片岡 宗津 西高崎 迫川（４年生～６年生） 奥迫川（４年生～６年生）
	迫川分校	南区	迫川（１年生～３年生） 奥迫川（１年生～３年生）
	七区	南区	西七区 北七区 西紅陽台
	彦崎	南区	彦崎 植松
妹尾	妹尾	南区	妹尾※（引舟 大倉 高尾地区を除く。） 箕島の一部※（東新田汗入 清戸地区
	箕島	南区	※箕島（東新田汗入 清戸地区を除く。）
福南	福島	南区	海岸通一丁目 ２番 ３番 海岸通二丁目 立川町 並木町一丁目 築港元町 千鳥町 福吉町 若葉町 市場一丁目 市場二丁目 築港栄町
	南輝	南区	松浜町 並木町二丁目 あげぼの町 築港新町一丁目 築港新町二丁目 築港緑町一丁目 築港緑町二丁目 築港緑町三丁目 築港ひかり町 築港栄町 ６番地 ７番地の２の一部 ９番地の一部 １０番地の２の一部 福成三丁目 ７番（１号～２３号を除く。） 南輝一丁目 南輝二丁目 南輝三丁目
芳泉	浦安	南区	浦安本町 浦安西町 浦安南町
	芳泉	南区	豊成一丁目 豊成二丁目 豊成三丁目 福富西二丁目 １９番～２９番 福富西三丁目 福田 泉田一丁目 泉田二丁目 泉田三丁目 泉田四丁目 泉田五丁目 芳泉一丁目 芳泉二丁目 芳泉三丁目 芳泉四丁目 当新田

			490番地1 (国道30号以西の当新田市営住宅) 青江六丁目
芳田	芳田	南区	下中野 (901番地を除くJR瀬戸大橋線以東の区域に限る。) 万倍173番地～176番地 180番地～187番地 190番地～192番地 当新田73番地 74番地 105番地～261番地 482番地の2, 31, 32 491番地 492番地 496番地 498番地 新保 (1009番地 1016番地を除く。) 泉田
	芳明	南区	下中野901番地 新保1009番地 1016番地 万倍 (173番地～176番地 180番地～187番地 190番地～192番地を除く。) 西市 (850番地 851番地を除く。) 米倉 当新田262番地～481番地 482番地 (2, 31, 32を除く。) 483番地～488番地 501番地～523番地
興除	曾根	南区	曾根 西畦
	興除	南区	中畦 内尾
	東疇	南区	東畦
藤田	第一藤田	南区	藤田1番地～480番地 2617番地
	第二藤田	南区	藤田481番地～777番地
	第三藤田	南区	藤田801番地～2616番地
福浜	平福	南区	洲崎一丁目 (1番1号, 27号～45号を除く。) 洲崎二丁目 洲崎三丁目 平福一丁目 平福二丁目 福浜町 福浜西町 福島一丁目 福島二丁目 福島三丁目 福島四丁目

			富浜町1番25号, 27号, 31号, 35号, 36号 5番8号 三浜町一丁目 三浜町二丁目 海岸通一丁目1番
	福浜	南区	福富東一丁目 福富東二丁目 福富中一丁目 福富中二丁目 福富西一丁目 福富西二丁目1番～18番 新福一丁目 新福二丁目 豊浜町 浜野一丁目 浜野二丁目 浜野三丁目 浜野四丁目 富浜町(1番25号, 27号, 31号, 35号, 36号, 5番8号を除く。) 福成一丁目 福成二丁目 福成三丁目1番～6番 7番1号～23号 8番～10番 洲崎一丁目1番1号, 27号～45号
福田	福田	南区	大福 古新田 山田 妹尾崎 妹尾の一部※(引舟 大倉 高尾地区)
備考			<p>(1) 特別支援学級へ入学を許可された児童・生徒は、通学区域にかかわらず特別支援学級を開設している学校へ通学許可することができる。</p> <p>(2) ※印は、他学区とまたがるため、学区図若しくは実地調査のうえ学校を指定する。</p> <p>(3) ◎印は、岡山中央小学校及び鹿田小学校との調整区とし、当該調整区に住所を有する児童生徒が就学すべき学校は次により指定するものとする。</p> <p>ア 小学校 保護者からの意向を調査のうえ学校を指定する。</p> <p>イ 中学校 桑田中学校を指定する。ただし、アの規定により指定した岡山中央小学校を卒業した者の中学校新入学にあつては岡山中央中学校を指定する。</p>

別表第2 (第3条関係)

学校名	通学区域
岡山後楽館中学校	岡山市内全域

別表第3 (第3条関係)

学校名	通学区域	
義務教育学校	区名	町名
山南学園	東区	西大寺一宮 宿毛 上阿知 千手 下阿知乙子 神崎町 邑久郷 西幸西 東幸西 水門町 北幸田 南水門町 東幸崎 幸地崎町 東片岡 宝伝 西片岡 正義 久々井 犬島